



平成24年2月9日

高山市長 國島 芳明 様

高山市特別職報酬等審議会
会長 北村 斉

高山市特別職の報酬等について（答申）

平成23年11月30日付け23企総第347号で市長から諮問のあった高山市特別職の報酬等について、下記のとおり答申します。

記

1. 高山市特別職の報酬等について

市議会議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額は据え置くことが適当である。

議 長	488,000円（据え置き）
副 議 長	442,000円（据え置き）
議 員	416,000円（据え置き）
市 長	961,000円（据え置き）
副 市 長	802,000円（据え置き）

2. 据え置きの根拠について

現在の社会情勢と飛騨地域内における景気の動向は依然として厳しく、市の行財政運営の更なる健全化への課題は多いと考える。また、平成23年の人事院勧告においては、官民の給与較差を解消するため前年に引き続き国家公務員の給与水準の引下げが勧告されているところである。

これらを踏まえて計3回に亘って審議を行ったところ、判断に至る過程において主に次の点が挙げられた。

[市議会議員]

- ・選挙区を全市1区制とし、議員定数が36名から24名に減員されたことから責任の度合いが増加していると考ええる。
- ・議員発議により平成23年1月から自主的に報酬月額の引下げ（△2.3%）を実施されたこと、及び議員定数の削減による議員人件費約1億円の削減効果を評価する。
- ・市民の期待に応じるべく、議会基本条例を制定し議会改革を開始したが、その成果については引き続き見守る必要がある。
- ・県内他市及び全国の人口規模等の類似する他団体との比較においても、均衡が保たれた報酬月額であると考ええる。

[市長及び副市長]

- ・市長は平成22年9月に就任して以来、公約の実現に向け行財政運営に積極的に取り組んでいる。（市民との対話集会等の積極的な実施、経済対策として海外戦略（海外への物販など）に重点を置き市長自らがトップセールスを幅広く展開など）
- ・市長を補佐する副市長については、平成22年10月から2人体制を1人体制とし、人件費の削減と行財政運営のスリム化を行っている。
- ・合併により日本一の面積を誇る当市において、市長及び副市長の役割、責任の度合い及び困難性は増加していると考ええる。
- ・市長、副市長ともに県内他市及び全国の人口規模等の類似する他団体との比較においても、均衡が保たれた給料月額であると考ええる。

以上を踏まえ、当審議会において公正かつ慎重に審議検討した結果、特別職の責任度合いの増加等が考えられるものの、現在の社会情勢及び地域の景気動向等は依然として厳しいことから、市議会議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額をそれぞれ据え置くことが適当であると総合的に判断した。

なお、今後の社会情勢、地域の景気動向及び行政環境の変化等に応じ、特別職の報酬等について審議を行う必要がある。

3. 付帯意見

市議会議員の報酬月額に対する市民の意見は非常に厳しく、当審議会においても積極的に引き下げを検討すべきとの意見も委員から出され議論したことから、今後更なる議員活動の向上を期待し、次の点を意見として申し添える。

- ・市議会議員は、ボランティア精神を高めるとともに、より開かれた議会活動と高山市の将来を見据えた積極的政策提案等が展開されるよう、今後更なる議員活動の向上に努められたい。
- ・市議会議員の報酬の改定については、議会基本条例により「市民の直接請求」又は「市長の提出」によるものを基本としているが、昨年1月に実施された議員発議による自主的な追加引下げは高く評価できることから、今後においても、社会情勢等を踏まえた市議会議員側からの積極的かつ自発的な改定実施を期待する。

【その他付記事項】

- ・市長及び市議会議長等の海外出張等において、配偶者の同伴が必要な場合は、その旅費等の支給について検討されたい。
- ・現在の厳しい社会情勢や景気動向により、市内においても賞与を支給できない民間事業所が増えていることに鑑み、より地域の実情にあった賞与制度について検討されたい。